

平成22年8月27日

第2209号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（420・税務課）……………1
- 市街地再開発事業の事業計画の変更の認可（421・建築住宅課）……………1
- 道路区域の変更（422、423・北秋田地域振興局建設部）……………1
- 建設業の許可の取り消し（424・由利地域振興局総務企画部）……………2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）……………3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（平鹿地域振興局農林部）……………3
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………4

公安委員会告示

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施（90・生活環境課）……………4

告 示

秋田県告示第420号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則（昭和39年秋田県規則第15号）第44条の3第4項の規定に基づき、告示する。

平成22年8月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 氏名又は名称 株式会社谷口石油 代表取締役 谷口 忠徳
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 仙北市田沢湖小松字城廻99番地の5
- 3 取消年月日 平成22年6月30日

秋田県告示第421号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 市街地再開発組合の名称
中通一丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成21年2月6日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
秋田市中通一丁目1番から3番まで、4番1、4番2、5番、6番、7番1、7番2、8番1、8番4、8番5、14番1、15番1、15番2、16番1、16番3、17番、18番1、18番2、18番9、18番14、18番15、18番16、20番1、21番1から21番5まで、21番7及び63番2
- 4 事務所の所在地
秋田市中通一丁目3番24号
- 5 設立認可の年月日
平成21年2月6日
- 6 事業計画の変更の認可の年月日
平成22年8月18日

秋田県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年8月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	あきた北 空港東線	北秋田市脇神字ハケノ下34番5地内から字藁岱21番9地内まで	25.20～129.70	0.028
	新	あきた北 空港東線	北秋田市脇神字藁岱21番9地内	124.20～132.00	0.028

2 供用開始の期日 平成22年9月12日 午前9時30分

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年8月27日から同年9月9日まで

秋田県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年8月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	あきた北 空港西線	北秋田市脇神字ハケノ下34番5地内から字藁岱21番9地内まで	25.20～129.70	0.028
	新	あきた北 空港西線	北秋田市脇神字藁岱21番9地内	124.20～132.00	0.028

2 供用開始の期日 平成22年9月12日 午前9時30分

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年8月27日から同年9月9日まで

秋田県告示第424号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年8月18日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社大協

由利本荘市荒町字真城279番地1

代表取締役 小 浜 隆 二

秋田県知事許可（般-18）第3803号

3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年7月30日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年 8 月 27 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年 8 月 12 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 せんぱくロングステイ協会
- 3 代表者の氏名
佐 藤 保 次
- 4 主たる事務所の所在地
仙北市角館町
- 5 定款に記載された目的
本協会は、角館町のまちづくりと雇用促進、及び仙北市への定住者促進に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北市角館町碓土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年 8 月 27 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名

仙北市角館町雲然碓180番地	石郷岡 勇 一
〃 〃 碓408番地の1	高 橋 正 美
〃 〃 碓20番地の1	鈴 木 邦 博
〃 〃 碓36番地の2	鈴 木 八寿男
〃 〃 田中228番地	藤 本 藤 雄
〃 〃 田中125番地	高 橋 弘
〃 〃 田頭33番地	阿 部 純 榮
〃 〃 中嶋65番地の1	阿 部 隆 治
〃 〃 碓前田47番地	高 橋 謙 治
〃 角館町下延上野坊59番地	青 柳 良 成
- 2 就任理事の住所及び氏名

仙北市角館町雲然荒屋敷243番地	照 井 吉 美
〃 〃 碓180番地	石郷岡 勇 一
〃 〃 碓408番地の1	高 橋 正 美
〃 〃 碓前田47番地	高 橋 誠 喜
〃 〃 田中125番地	高 橋 弘
〃 〃 碓36番地の2	鈴 木 八寿男
〃 〃 碓259番地の1	石郷岡 誠 良
〃 角館町下延上野坊59番地	青 柳 良 成
- 3 退任監事の住所及び氏名

仙北市角館町雲然碓411番地	高 橋 寛 三
〃 角館町下延上川原205番地	鈴 木 幸 男
〃 角館町雲然碓192番地の1	伊 藤 信 男
- 4 就任監事の住所及び氏名

仙北市角館町下延上川原205番地	鈴 木 幸 男
〃 角館町雲然田中93番地	藤 原 有 記
〃 〃 碓192番地の1	伊 藤 信 男

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大森土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

横手市大森町字中島3番地	上 田 晃
〃 〃 字本郷18番地	佐 藤 忠一郎
〃 〃 〃 62番地	佐々木 友 孝
〃 〃 字大森108番地	上 田 隆
〃 〃 字大中島387番地	高 橋 柳 作
〃 〃 字町回115番地	赤 川 順 一
〃 大森町上溝字昼川37番地	讚 岐 達 美
〃 〃 字坂ノ下1番地	佐々木 国 雄
〃 〃 字中野166番地	佐 藤 清 一
〃 雄物川町今宿字郷14番地	遠 藤 和 夫
〃 雄物川町矢神字堂ノ下86番地	佐々木 邦 和

2 就任理事の住所及び氏名

横手市大森町字中島3番地	上 田 晃
〃 〃 字本郷18番地	佐 藤 忠一郎
〃 〃 〃 62番地	佐々木 友 孝
〃 〃 字大森104番地	上 田 隆
〃 〃 字大中島387番地	高 橋 柳 作
〃 〃 字町回115番地	赤 川 順 一
〃 大森町上溝字昼川79番地の4	讚 岐 秀 彦
〃 〃 字坂ノ下1番地	佐々木 国 雄
〃 〃 字中野166番地	佐 藤 清 一
〃 雄物川町矢神字堂ノ下86番地	佐々木 邦 和
〃 雄物川町今宿字郷24番地の2	遠 藤 清 巳

3 退任監事の住所及び氏名

横手市大森町上溝字上野92番地の1	佐々木 義 広
〃 雄物川町矢神字矢神1番地	佐 藤 一 夫
〃 大森町字大森290番地	朝 川 善 治

4 就任監事の住所及び氏名

横手市大森町上溝字上野92番地の1	佐々木 義 広
〃 雄物川町矢神字矢神1番地	佐 藤 一 夫
〃 大森町字大森290番地	朝 川 善 治

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山城水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年8月19日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第90号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成22年8月27日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

1 実施年月日

平成22年9月24日（金）午前9時から午後4時30分まで

2 実施場所

秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館

3 講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

4 受講定員

40人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成22年8月27日（金）から同年9月22日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）

又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

正		誤	
ページ	行	誤	正
平成22年8月13日（第2205号）掲載の秋田県公告（公の施設の指定管理者の募集）			
（原稿誤り）			
7	6	秋田県湯沢市雄勝秋の宮字殿上1番地の1	秋田県湯沢市秋ノ宮字殿上1番地の1

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号